犬の飼い主の皆様へ

飼い犬の適正飼養について（お願い）

　都城保健所管内では、令和２年度７月末時点で、人が犬から咬まれた事故が４件発生しています。飼養者の皆様には以下の点にご留意いただき、飼い犬の適正飼養をよろしくお願いします。

●万が一、飼い犬が人を咬んだ場合は、すぐに被害者を救護するとともに、速やかに保健所へ届け出てください。

●飼い犬を散歩させるときはリードをつけ、周囲に配慮して下さい。わずかな時間でも敷地外で飼い犬を放さないで下さい。

●敷地内においてもおりやフェンス等を設置し、犬を係留しない場合は、敷地外へ離れないよう注意してください。

●新たに飼養する犬は、お住まいの都城市役所、または三股町役場で、犬の登録及び、狂犬病予防注射をして下さい。

＜お問合せ先＞　都城保健所　衛生環境課　０９８６－２３－４５０４